



# 小栗キャップの News Letter

税理士法人オグリ 代表社員・税理士 小栗 悟

岐阜本部 〒500-8847 岐阜県岐阜市金宝町1-3 岐阜第一生命ビル 4F

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

名古屋本部 〒460-0002 名古屋市中区丸の内一丁目16-15 名古屋フコク生命ビル 6F

TEL : 052-222-1600 FAX : 052-222-1611

Email : [info@otc-oguri.com](mailto:info@otc-oguri.com) <http://www.otc-oguri.com>

2015年9月30日(水)

## 役員訴訟リスクに対応する保険 会社役員賠償責任保険の取扱い

### 会社法における「役員賠償責任」

会社法では「役員賠償責任」として、  
①役員が会社に対する賠償責任、②役員等の第三者に対する賠償責任の規定を置くとともに、③株主が会社を代表して役員等の法的責任を追及する「株主代表訴訟」制度が定められています。そのため、役員を被告とする訴訟は、①会社訴訟(原告:会社)、②第三者訴訟(原告:第三者)、③株主代表訴訟(原告:株主)の3タイプに分類することができます。

### 会社役員賠償責任保険(D&O保険)とは

これらのうち、②と③の訴訟リスクから役員を守る保険として「会社役員賠償責任保険」(D&O保険)があります。

D&O保険がカバーする範囲(勝訴の場合は争訟費、敗訴の場合は賠償金と争訟費)は、訴訟タイプ別に次のとおりになります。

	賠償 受取	保険金	
		役員勝訴	役員敗訴
会社訴訟	会社	保険支払対象外(免責)	
第三者 訴訟	第三者	(A) 争訟費	(A)賠償金 争訟費
株主代表 訴訟	会社	(A) 争訟費	(B)賠償金 争訟費

Aの部分は D&O 保険の普通保険約款契

約、Bの部分は D&O 保険の株主代表訴訟担保特約でカバーしている内容となります。

なぜ、このような保険の設計となっているかというと、株式代表訴訟の役員敗訴(B)の場合には、会社が賠償金受取人となり、会社と役員が利益相反関係となるからです。そのため、(B)の保険料を会社に負担させることは難しいため、この部分は役員個人に負担させるように「特約」とし、他のリスク(A)を会社側で保険料負担する契約の形を採用したようです。株主代表訴訟の役員勝訴の場合(A)には、正当事由なため、このような問題は生じません。

### D&O 保険の法人税の取扱い

税務では、このような契約形態をなぞる形で、損金の取扱いが定められております。

- ① 基本契約(普通保険約款部分)の保険料(A) … 損金算入
- ② 株主代表訴訟担保特約(特約部分)の保険料(B) … 法人負担の場合は役員給与(個別通達「会社役員賠償責任保険の保険料の税務上の取扱い」)



D&O 保険の税務上、給与とされる部分は、源泉徴収や外形標準課税の取扱いが要注意です!